

## 長崎純心大学大学院学則（抜粋）

### 第4章 課程の修了及び学位の授与等

（博士前期課程の修了要件）

第22条 博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

3 第4条第1項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、次の各号の試験及び審査に合格することができることとする。（博士論文研究基礎力審査）

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び基礎的教養についての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査

（博士後期課程の修了要件）

第23条 博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について26単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。